

鹿児島市民文化ホール機械警備業務委託概要

1 施設概要

- (1)施設名 鹿児島市民文化ホール
- (2)所在地 鹿児島市与次郎二丁目3番1号
- (3)敷地面積 25,220 m²
- (4)建築面積 8,150.62 m²
- (5)延床面積 19,689.29 m²
- (6)構造規模 鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り、地下1階、地上5階
- (7)建物概要
- ① 第1ホール
 - ・客席 1,990 席
 - ・舞台 間口20m、高さ9m、奥行19.5m
 - ・舞台設備 音響反射板、オーケストラピット、迫り

※令和8年1月から令和9年12月まで天井耐震改修に伴い、利用休止の予定
 - ② 第2ホール
 - ・客席 952 席
 - ・舞台 間口16m、高さ7.8m、奥行17.8m
 - ・舞台設備 音響反射板、迫り

※令和8年1月から令和9年12月まで天井耐震改修に伴い、利用休止の予定
 - ③ 市民ホール
 - ・客席移動席 400 席
 - ・舞台 間口9.13m、高さ3m、奥行5.41m

※令和8年2月から令和8年3月まで照明LED改修に伴い、利用休止の予定
 - ④ その他
 - ・エントランスホール、大練習室、中練習室、小練習室(2室)、会議室(2室)、和室、展望ギャラリー、喫茶コーナー、売店、駐車場(365台)

2 業務内容

鹿児島市民文化ホール機械警備業務仕様書のとおり

鹿児島市民文化ホール機械警備業務仕様書

この仕様書は、委託する機械警備業務の概要を示すものであり、施設の運営上必要と認める業務で、契約上合理的な範囲のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても信義に従って誠実に実施する。

1 業務の範囲

鹿児島市民文化ホール（鹿児島市与次郎二丁目3番1号）の建物

2 業務内容

機械警備による、業務内容は次のとおりとする。機械警備とは、警備業法第2条第5項に定義されるものとする。

(1) 設置機器 別表1のとおり。

(2) 内容

① 盗難、その他不良行為の予防、あるいは早期発見、排除、又はその拡大防止

② 施設の防災機器等又は受注者の警備機器により感知される火災異常の監視を行い、異常受信時の各機関への連絡

(3) 警備機構

① 警備装置 異常事態発生を管理本部へ自動的に通報する機能を有するもの。

② 管制本部 業務中は警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動部隊との連絡を保持する。

③ 機動部隊 管制本部と連絡を保持し、異常事態に備える。

(4) 監視範囲並びに警備機器等の設置

① 監視範囲並びに操作盤の配置は別表2のとおりとする。

② 警備機器等の設置場所については、あらかじめ発注者と協議のうえ、承認を受けること。

③ 警備機器等の設置については、受注者において実施し、発注者に対し操作説明を行うこと。なお、当該設置等に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、設置後のレイアウト変更、改装工事に伴う警備機器等の移設、増設が発生した場合は、双方協議して決定する。

④ 警備機器等の設置作業にあたっては、事前に発注者と作業日時・内容を打合せのうえ行うこと。

⑤ 作業時は、発注者及び第三者に損害を与えないよう配慮し、損害を与えた場合は、その損害を賠償し、速やかに復旧を行うこと。

⑥ 本業務の契約終了時は受注者の負担により、速やかに警備機器等を撤去すること。

⑦ 設置場所に関する平面図を作成し、発注者に提出すること。

(5) 設備

① 警備に必要な電力等は発注者の負担とする。

② 警備に必要な通信回線は受注者名義とし、警備専用の回線を用意する。また、回線にかかる使用料及び通信料金等も受注者の負担とする。

③ 受注者は、警備員室に総合操作盤を設置し、警備運用ができるようにする。

④ 警備員室に設置する総合操作盤は、該当する感知機の状況を示す表示装置及び発報装置を有し、監視区域に係る侵入監視のセット、リセットの個別、一斉の操作ができるものとする。

⑤ 受注者が設置する警備機器等は、契約期間中に法定耐用年数を超えてはいけない。

(6) 異常事態発生時の処置

① 受信装置により異常事態の発生を感知したときは、機動部隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

② 機動部隊は異常事態を確認した場合は、管制本部へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

③ 発注者（あらかじめ指定した緊急連絡先）へ連絡する。

(7) 機械警備実施中の入館

原則として認めない。ただし、発注者からの警備中断の申し入れの連絡を受けた場合は、入館できるものとする。

(8) 警備機器の保守点検等

常に円滑に運用できるよう、定期的に保守点検を行い、故障あるいは異常を発見したら、修理・取替等を行い、点検等の結果については、その都度報告する。

(9) 警備装置施行完了までの警備

警備装置の設置工事が全て完了するまでの間は、開館日は夜間不定期の2回以上の、休館日は夜間、昼間それぞれ不定期の2回以上の巡回警備を実施し、警備に万全を期すること。なお、巡回警備の実施状況を確認するため、巡回警備報告書を提出すること。

(10) 警備時間

機械警備での監視時間は以下に示す時間帯を基本とし、警備セット信号受信時に始まり、警備リセット信号受信時までとする。

開館日：午後 11 時から翌日午前 7 時まで

休館日※：午前 7 時から翌日午前 7 時まで

※水曜日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までであるが、臨時に休館日を設け、また

臨時に開館することがある。

3 従事者の心得

- (1) 従事者は、業務実施中常に制服・制帽・名札を着用すること。
- (2) 従事者は、常に言語態度に注意し、服装を整え、鹿児島市民文化ホールの品位を傷つけないよう心掛け、来館者にたいして親切、丁寧を旨とした対応を行い、不快の念を与えないように注意しなければならない。

4 保険への加入

次の内容を有する賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、次に掲げる(1)及び(2)を合わせて合計1事故につき1,000,000,000円を限度とする。

- (1) 身体上の障害について 1事故 1,000,000,000円
- (2) 財産上の損害について 1事故 1,000,000,000円

5 鍵の預託

- (1) 発注者は警備実施に必要な鍵を受注者に預託する。
- (2) 預託された鍵は、厳重な取り扱いと保管をし、受注者は預託された鍵の借用書を発注者に提出する。

6 緊急連絡者名簿の提出

- (1) 発注者は受注者に対し、異常事態に備え、予め緊急連絡者名簿を提供する。
- (2) 緊急連絡者に変更がある場合は、遅滞なくその都度受注者に通知する。

7 特記事項

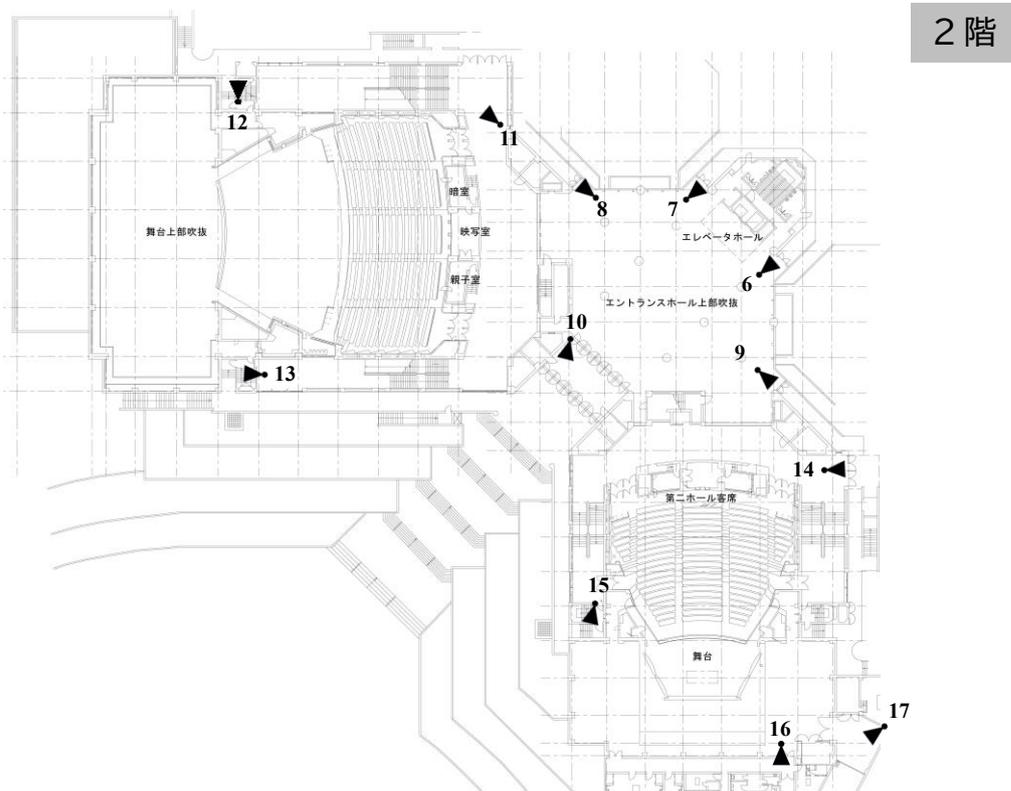
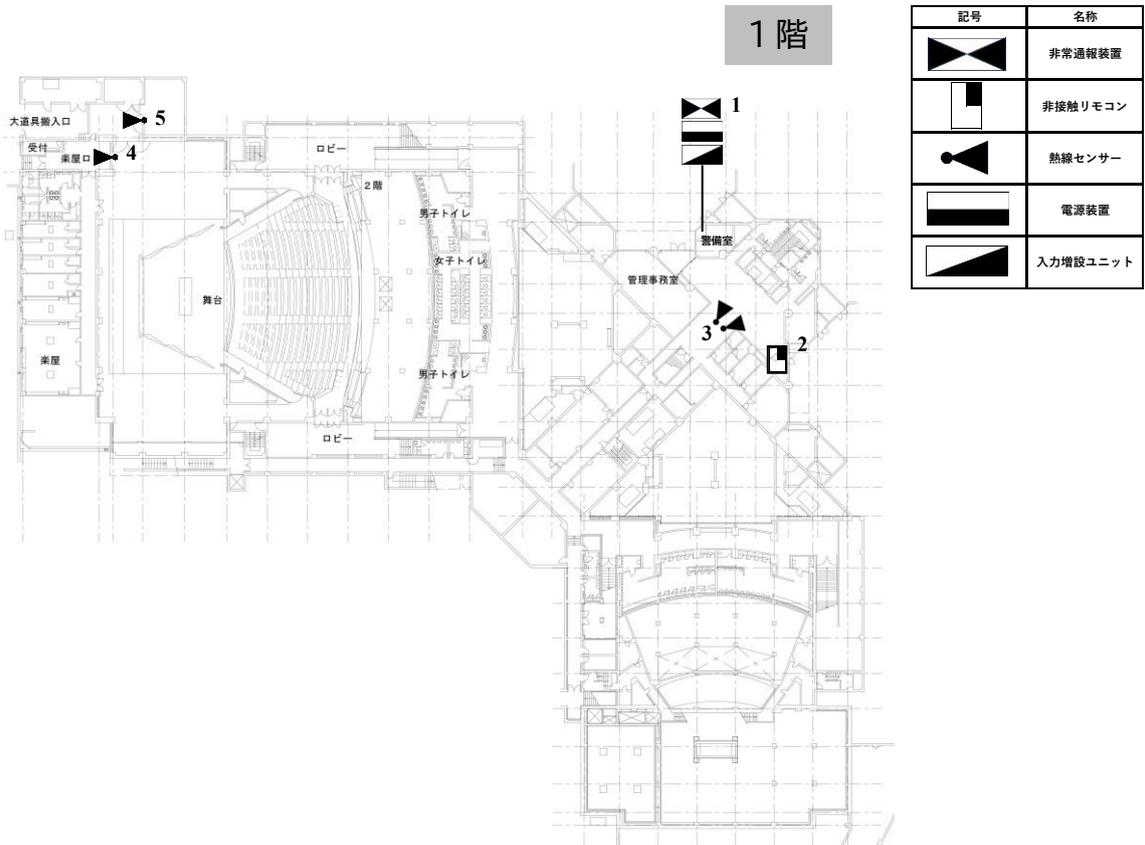
- (1) 業務報告に係る報告書等は、受注者において準備するものとする。
- (2) この仕様書に記載のない軽微な事項で、警備上必要と認められる事項は、発注者と協議の上、適正に処理しなければならない。

別表 1

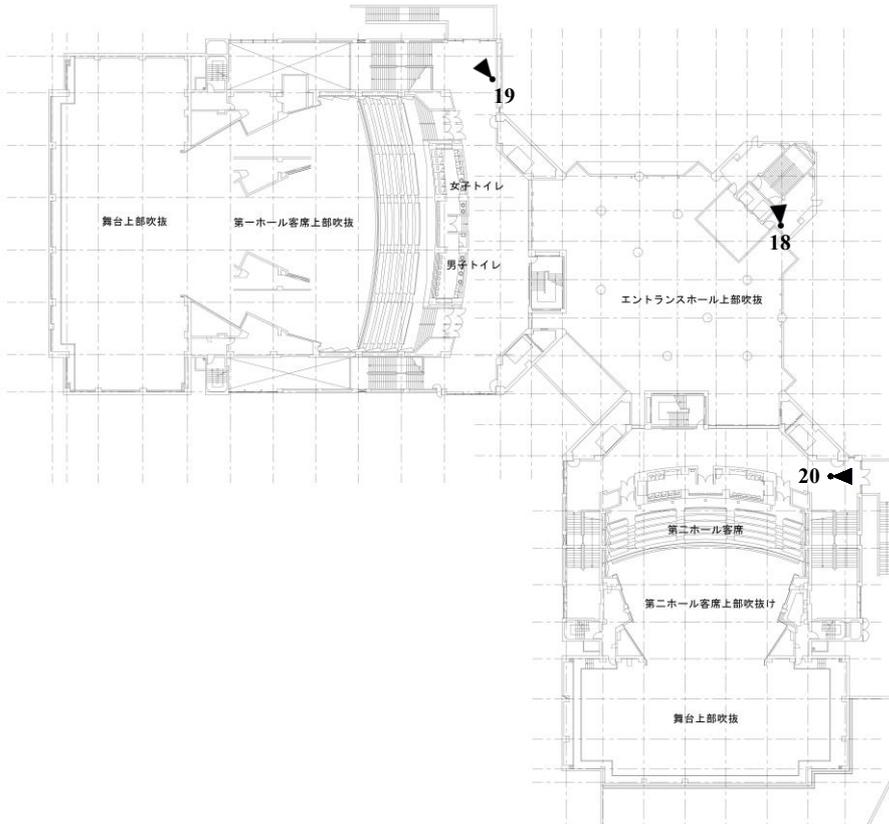
鹿児島市民文化ホール機械警備用の設置機器

階層等	内容等	非常通報装置	非接触リモコン	熱線センサー	電源装置	入力増設ユニット	配置図	
1階	管理棟	警備室	1			1	1	
		東口		1				2
		管理事務室前			2			3
	第1ホール棟	楽屋口			1			4
	第1ホール棟	大道具搬入口付近			1			5
2階	管理棟	エントランス非常口（東側）			1			6
		エントランス非常口①（北側）			1			7
		エントランス非常口②（北側）			1			8
		エントランス非常口（南側）			1			9
		正面玄関付近			1			10
	第1ホール棟	ロビー上手非常口付近			1			11
		舞台袖上手非常口			1			12
		舞台下手非常口			1			13
	第2ホール棟	ロビー下手非常口付近			1			14
		舞台袖上手付近			1			15
		舞台下手楽屋廊下入口付近			1			16
		大道具搬入口付近			1			17
	3階	管理棟	エレベーター付近			1		
第1ホール棟		2階ロビー上手非常口付近			1			19
第2ホール棟		2階ロビー下手非常口付近			1			20
4階	管理棟	エレベーター付近			1			21
		上手側非常階段			1			22
		下手側非常階段			1			23
5階	管理棟	エレベーター付近			1			24
		上手側非常階段			1			25
		下手側非常階段			1			26
計		1	1	25	1	1		

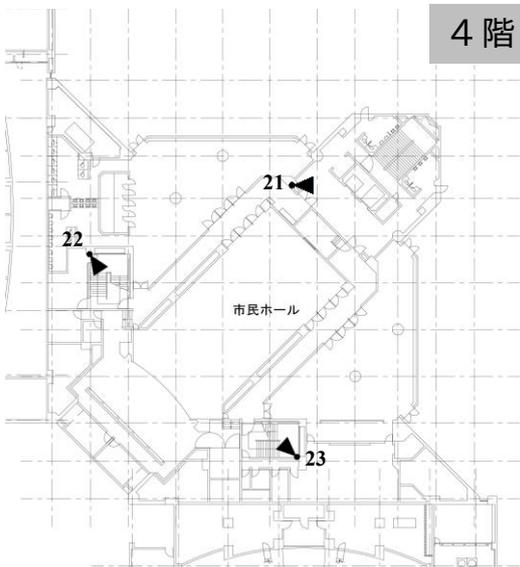
別表2



3階



4階



5階

